

第7章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 福山市の体制

1 措置の主体等

(1) 福山市

ア 庁内体制

福山市では、本計画に基づく文化財の保存・活用、更には歴史文化を生かした観光振興やまちづくりを推進するため、第5章第5節で示した「文化財の保存・活用を支える体制づくり」に関する措置の展開を図りながら、庁内体制の充実・強化を図ります。

本計画に関係し連携を想定している庁内部署は、2024年(令和6年)4月現在、次のとおりです。

【文化財担当課】

○経済環境局文化観光振興部文化振興課（本計画推進の事務局）

・文化財担当

主な業務	文化財の指定・解除、文化財に関する調査、管理、保存・活用、整備、日本遺産の推進、文化財関係施設の管理運営など
職員数	15人（うち文化財専門職2人）

・伝建担当

主な業務	町並み保存に関すること、町並み保存関係施設の管理運営など
職員数	3人（うち文化財専門職1人）

・文化振興担当

主な業務	文化芸術の振興、文化施設の管理運営など
職員数	7人

・企画担当

主な業務	文化施設の整備方針の検討に関する業務など
職員数	4人

・庶務担当

主な業務	予算・決算に関する業務など
職員数	4人

【関連部署】

部署名	主な業務
市長公室	情報発信、都市ブランド化など
企画政策部	政策立案・調整、広域行政の推進、デジタル化の推進など
財政部	予算の編成・執行・調整、地方交付税など
総務部	職員の採用、人材育成、防災など
経済部	MICE誘致、伝統産業、産業・農林振興など
文化観光振興部	観光振興など
環境部	環境保全、生物多様性の保全など
まちづくり推進部	地域振興、生涯学習、市民協働の推進、国際交流など
市民部	市民相談、防犯など

部署名	主な業務
土木部	鞆地区のまちづくり、災害復旧、道路整備・管理など
都市部	公園の維持管理、緑化推進、土地利用・地区計画、景観形成など
福山駅周辺再生推進部	福山駅周辺整備の企画立案・推進など
建築部	市施設の維持管理・整備、建築指導など
管理部	学校再編、図書館の管理運営など
学校教育部	学校教育、学校給食など

【博物館・資料館等】

第1章第3節「4 博物館・資料館等 表1-3 公共の博物館・資料等」を参照

【消防】

部署名	主な業務
福山地区消防組合消防局	福山市・府中市、神石高原町で構成。 火災予防及消防設備の指導、文化財防火デーなど

【研究機関】

○福山市立大学

イ 関係する審議会等

審議会等名称	審議事項
福山市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項など
福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会	市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する基本事項及び重要事項など
福山市しんいち歴史民俗博物館協議会	博物館の運営など
福山市都市計画審議会	都市計画の決定、変更等をはじめとした都市計画に関する事項
福山市景観審議会	良好な景観の形成に関する事項など
福山市建築審査会	建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決、建築基準法の施行に関する重要事項など

(2) 所有者

有形文化財や有形の民俗文化財等の所有者・管理者は、その保存管理の主たる担い手となります。

無形文化財や無形の民俗文化財等の保持者・保持団体は、その継承等の主たる担い手となります。

(3) 地域

市民、自治会・町内会、学区まちづくり推進委員会、地域活動団体、NPO法人、民間企業、その他関係団体は、主として地域に所在する文化財の保存・活用に積極的に協力し、主体的に参加することが期待されます。

文化財の保存・活用に取り組んでいる団体で公益性・社会貢献性のある活動を継続的・自主的に行っている団体の中には、福山市まちづくりサポートセンターに登録されている団体もあります。

また、今後の担い手として期待される者として「文化財保存活用支援団体」を挙げることができます。

【福山市まちづくりサポートセンターの登録団体】

○備陽史探訪の会	○羽賀の歴史を伝える会
○御領の古代ロマンを蘇らせる会	○備後絣音頭をつなぐ会
○正調二上り保存会	○別所砂留を守る会
○金名の郷頭・権現古墳群を守る会	○正戸山を愛する会
○明王院を愛する会	○広島県建築士会及び同会福山支部

【文化財保存活用支援団体について】

文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）とは、地域の文化財の保存会やNPO法人等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の推進主体として位置付けたものです。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待されます。

現時点では支援団体の指定は行っていないですが、今後検討することとします。

なお、支援団体として想定されるのは、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体である文化財の保存会や研究者のネットワーク組織などです。

2 その他関係機関

（１）市内の関係機関

福山市の庁内体制以外の市内にある文化財の保存・活用に関係する機関をあげると、次のようになります。

【博物館・資料館等】

設置者	施設名
広島県	広島県立歴史博物館
民間	第1章第3節「4 博物館・資料館等 ■民間施設」を参照

【大学等研究機関】

○福山大学	○福山平成大学
-------	---------

【経済・観光に関する団体】

- 福山商工会議所
- 一般社団法人福山青年会議所
- 公益社団法人福山観光コンベンション協会

(2) 市外の関係機関

福山市の文化財の保存・活用に関係する市外の関係機関をあげると、次のようになります。

【国・関係機関】

- 文化庁
- 国立文化財機構文化財防災センター
- その他、国の関係機関

【都道府県】

- 広島県教育委員会文化財課
- その他広島県の関係部署
- 今後、文化財の保存・活用で連携が期待される都道府県

【市町村】

- 今後、文化財の保存・活用で連携が期待される市町村

【大学等研究機関】

- 今後、文化財の調査や計画策定、保存・活用で、新たに参画が期待される大学等研究機関

第2節 地域社会総がかりの体制

文化財の保存・活用を地域社会総がかりで取り組んでいくため、図7-1のような体制の構築をめざします。

地域社会総がかりの推進母体となるのは、新たに設立をめざす「福山市文化財保存活用地域計画推進協議会」（仮称）です。これは市民・団体、行政、関係機関等の情報交換と共有、交流、連携する場となります。また、必要に応じて部会・プロジェクトチーム等を設けることとします。

こうした体制のもとに、文化財の所有者等や行政に加え、市民・地域活動団体、さらには市外の人々・団体を含め、多様な主体の協力・参加により、文化財の保存・活用を進めます。

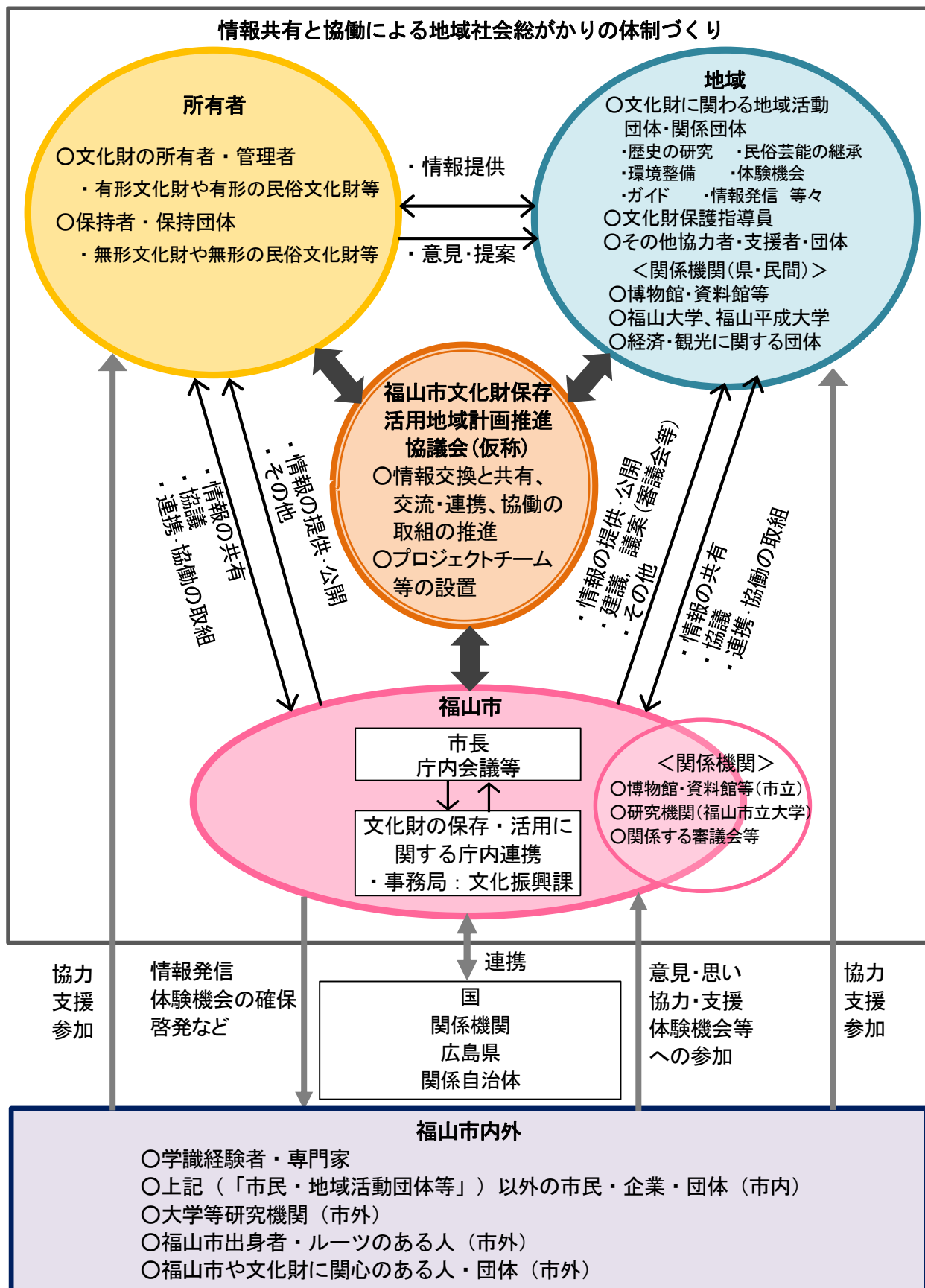


図 7-1 文化財の保存・活用に関する地域社会総がかりの体制づくり

第3節 計画の進行管理と推進

1 計画の進行管理の方法

本計画の措置を推進し、効果を発揮させるためには、措置等についての的確に進捗管理することが求められます。

進捗管理は次の3段階が考えられ、毎年度又は前期・中期・後期の節目の段階で行います。

段階1：措置の実現状況の確認と点検

段階2：実施した措置の効果の確認及び評価

段階3：目標の達成状況と改善点・課題の把握

また、措置の実施状況や評価などについては、庁内だけでなく、福山市文化財保護審議会や「福山市文化財保存活用地域計画推進協議会」（仮称）、その他の外部の意見把握に努めます。

あわせて、客観的な状況把握や評価が行えるような評価シートの作成と活用を検討します。

上記のプロセスでは、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考えを取り入れ、必要に応じて本計画の見直しに柔軟に対応します。

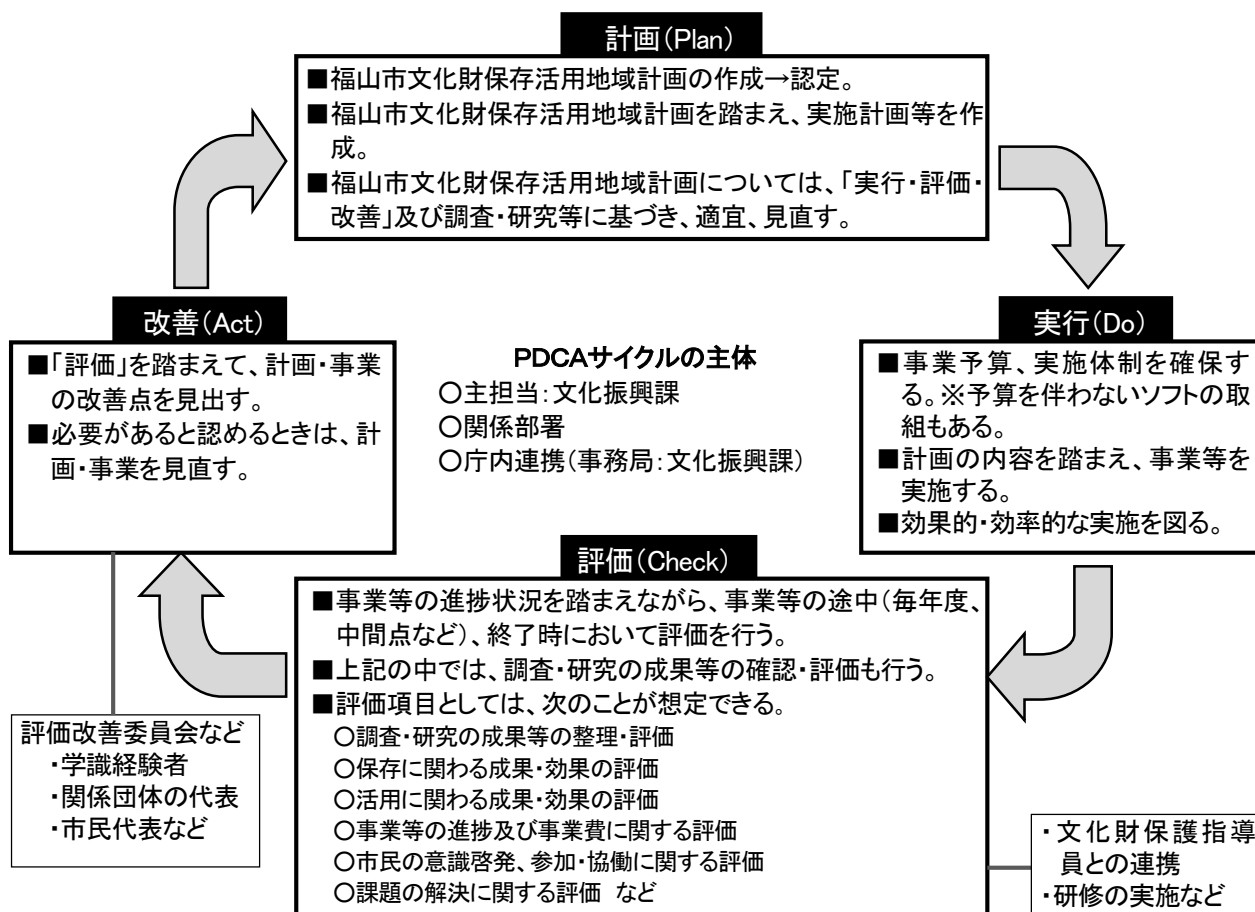


図 7-2 文化財に関わるPDCAサイクルのイメージ

2 計画の推進

今後、本計画を推進していくには、「市民等の参加と協働」が重要な鍵となります。

また、措置の実施においては、限られた人材と資金を有効に活用する視点が不可欠であり、そのためには計画の推進体制の充実と予算の確保、優先順位の設定が求められます。

■市民・地域活動団体等の主体的な参加と連携・協働

市民・地域活動団体等の理解と協力、そして主体的な参加が求められます。

■行政としての人材の育成・有効活用と推進体制の充実

厳しい財政状況を踏まえつつ、文化財行政を担当する文化振興課の体制と庁内の連携体制の充実・強化が求められます。

このため、限られた人員を有効に活用するという観点を持ちながら、文化振興課における人材の育成や協力・支援体制等を充実・強化するとともに、関係部署との情報の共有と連携をより一層進めます。

■優先順位の設定とプログラム化による効果的な措置の実施

本計画に位置づけた措置は多岐にわたり、その取組においては第5章で示している前期・中期・後期の時期区分を踏まえながら優先順位を設定し、効率的かつ効果的に実施することが求められます。

このため、緊急性や波及性、事業相互の関連性、実施の効果的なタイミング、費用、人的体制などを考慮して優先順位を付け、年次計画などのより詳しいプログラムを作成し、取組を進めます。

■必要な財源の確保

国・県との連携及び庁内の調整を行い、必要な財源の適正な確保に努めます。また、文化庁の各種助成金や支援制度だけでなく、必要に応じてその他の関係省庁の制度の活用も検討します。

市民・地域活動団体等の取組に関しては、民間の助成制度の活用、及び自主財源を確保している活動団体や収益事業の事例の紹介などに努めます。